

■個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

- マニライフ生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
- 個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。
- 保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります(支払査定時照会制度)。
- 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり/約款」に記載しています。

マニライフ終身保険

〈円建/外貨建〉

通貨選択型一時払終身保険

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

**この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。**

この保険のお申込みをされる際には、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」もあわせてご確認ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニライフ生命のコールセンターへご連絡ください。



コールセンター

0120-063-730

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っております。ご要望がございましたら、募集代理店の生命保険販売資格をもつ社員にお問い合わせください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ: www.manulife.co.jp

コールセンター

0120-063-730 受付時間/月～金曜日 9時～17時
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

NO.33849/19.05



**この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

この書面は、保険業法第300条の2(金融商品取引法第37条の3第1項を準用)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。ご契約のお申込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

 **Manulife**
マニライフ生命

野村証券株式会社

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり／約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社は、マニユライフ生命保険株式会社です

本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連絡先：コールセンター TEL: **0120-063-730**
ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴は以下の通りです

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型一時払終身保険です。
- この保険は、一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、契約時に選択した通貨(契約通貨)に応じた積立利率で運用する終身保険です。
- 被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合に、保険金をお支払いします。
- 契約通貨は、円・米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 基本保険金額は、保険金をお支払いする場合に基準となる金額のことで、契約時から一時払保険料よりも高い金額となります。一時払保険料と契約日の積立利率・被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
- 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日(申込日ではありません)の積立利率が終身にわたって適用されます。設定される積立利率は、被保険者の契約年齢や性別にかかわらず同一ですが、契約通貨により異なります。
- 積立利率は、保険契約の維持等に必要な費用(保険関係費)をあらかじめ差し引いて設定されます。
- 積立金の計算の際に、死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。
※この保険の実質的な利回りは、マニユライフ生命のホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

この保険にはリスクがあります

■解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

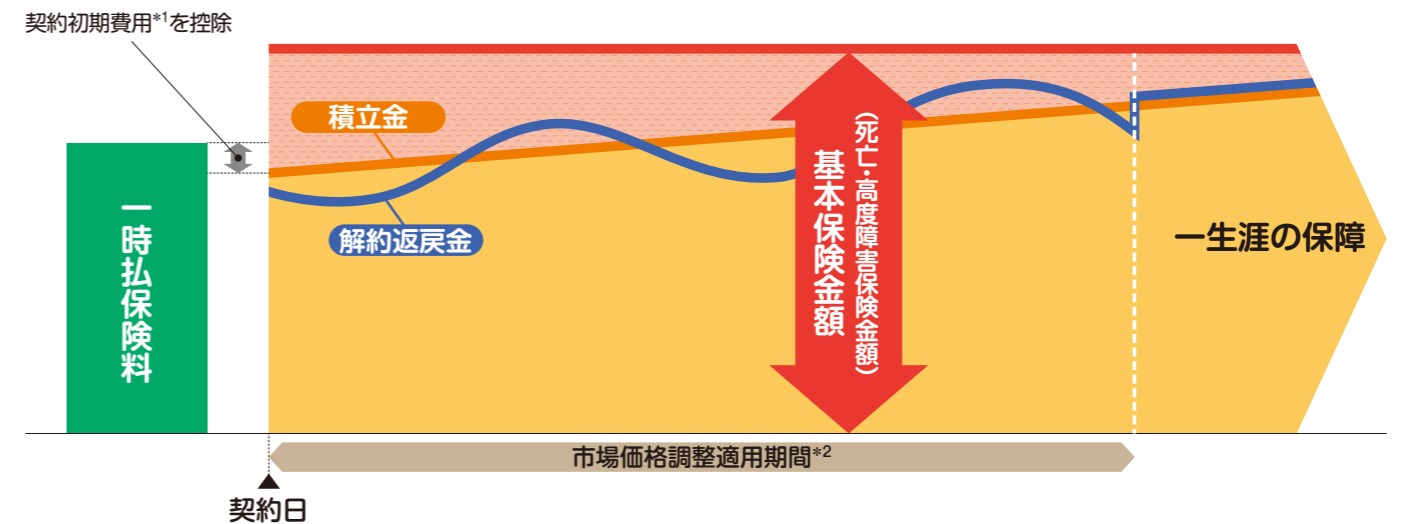
契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



【イメージ図】



*1 くわしくは、[P.9](#)～[P.10](#)「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。
*2 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。
※上図では、死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

3 保障内容は以下の通りです

●被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態*に該当されたとき		被保険者

- *くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。
- ※死亡・高度障害保険金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。
- ※契約者および死亡保険金受取人が法人の場合、高度障害保険金の受取人は契約者になります。
- ※支払事由に該当し、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ※保険金をお支払いできない場合については、P.13「5.保険金をお支払いできない場合があります」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。



ご注意
 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、契約通貨建ての死亡・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お払い込みいただいた金額の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。

4 付加いただける主な特約は以下の通りです

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

円支払特約B型

外貨建ての保険金等を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円でお支払いする特約です。

※円に換算するために用いる為替レートについては、P.9～P.10「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

●保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により、この特約を付加することができます。

対象	換算基準日
死亡保険金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
高度障害保険金	
解約返戻金	
リビング・ニーズ特約の特約保険金	

- *書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日
- ※この特約を付加して外貨建ての保険金等を円で受け取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

リビング・ニーズ特約

法人契約には付加できません

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、マニライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、そのご請求日にさかのぼって、ご契約は消滅します。また、死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いした場合、基本保険金額は減額されたものとみなします。

指定代理請求特約

法人契約には付加できません

被保険者が受取人になる保険金(高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金)について、被保険者ご自身がご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。

●契約者は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定できます。

5

ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします

- 契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約または基本保険金額を減額することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※減額後の基本保険金額が下表の金額を下回る場合、減額することはできません。

契約通貨	基本保険金額
円	200万円
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。
- 市場価格調整適用期間*1中の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日(マニライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日*2)の積立金額(減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額です。

*1 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。

*2 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率}$$

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立利率}^*1 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*2}{12}}$$

*1 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。

*2 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数(月数未満切り上げ)×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

- 市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額です。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額}$$

【ご参考】解約返戻金の推移例

※解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。

【前提条件】

- 契約通貨:米ドル ●被保険者年齢・性別:70歳・女性 ●一時払保険料:100,000米ドル
- 契約時の積立利率:年3.82%

契約日からの 経過年数	積立金額	解約返戻金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	変動なし	1.0%低下
5年	104,533米ドル	87,776米ドル	100,373米ドル	114,934米ドル
10年	119,729米ドル	105,026米ドル	116,137米ドル	128,565米ドル
15年	134,517米ドル	123,272米ドル	131,814米ドル	141,055米ドル
20年	147,468米ドル	147,468米ドル		

【前提条件】

- 契約通貨:豪ドル ●被保険者年齢・性別:70歳・女性 ●一時払保険料:100,000豪ドル
- 契約時の積立利率:年2.40%

契約日からの 経過年数	積立金額	解約返戻金額		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	変動なし	1.0%低下
5年	99,249豪ドル	83,220豪ドル	95,299豪ドル	109,283豪ドル
10年	108,380豪ドル	94,973豪ドル	105,128豪ドル	116,497豪ドル
15年	116,891豪ドル	107,037豪ドル	114,541豪ドル	122,654豪ドル
20年	124,085豪ドル	124,085豪ドル		

※積立金額および解約返戻金額は、1米ドルおよび1豪ドル未満を切り捨てて表示しています。



ご注意
この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。また、市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

6 引き受け条件について

被保険者の契約年齢*	60歳～87歳(満年齢)	保険期間	終身
最低保険料と 保険料の単位	円	米ドル	豪ドル
	200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)
最高基本保険金額	7億円相当額 ※被保険者の契約年齢・職業等やマニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。 ※基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。		
保険料の払込方法	一時払のみ (野村証券経由またはマニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています)		
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等内の親族		

*年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合、基本保険金額は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢で算出します。「年増法」については、P.12をご覧ください。

※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

- ご契約の具体的な内容については、「**契約申込書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)**」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「**契約概要**」と「**契約申込書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)**」にてご契約内容を必ずご確認ください。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用され、基本保険金額も変更されます。また、お申込みから契約日までの間に年齢が変更になった場合、基本保険金額が変更されるので、15日・月末・被保険者の誕生日近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

7 この保険には、契約者配当金はありません

8 お客さまにご負担いただく費用があります

- この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。
 ※くわしくは、P.9～P.10「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください
 いただきたい事項を記載しています。
 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細
 やご契約の内容に関する事項については「[ご契約のしおり](#)
[/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、
 契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用が
 かかる場合があります。

契約初期費用

- 契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。契約初期費用は、契約年齢*
 および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

目的	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用	70歳以下	4.00%	9.80%	9.80%
	71歳～79歳	3.75%	9.50%	9.50%
	80歳以上	3.50%	8.90%	8.90%

* 年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に
 年増年数を加えた年齢とします。

※ 年増法については、[P.12](#)をご覧ください。

保険関係費

- 保険契約の維持等に必要な費用
 積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要な費用をあらかじめ差し引きます。
- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用
 積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。
 ※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

次のページへ続く 

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料を
 ご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)
 をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 「円支払特約B型」を付加し、保険金等を円でお支払いする場合、下表の為替レートと対
 顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担
 いただきます。
 * 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関
 が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※ 2019年5月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることが
 あります。



この保険にはリスクがあります

■ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場
 価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の
 価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払
 保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■ 為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険金等を円でお支払いする場合
 に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等の受取時の
 円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の円換算額を下回ることが
 あり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約
 者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替
 手数料分のご負担が生じます。

1

この商品は、 マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です

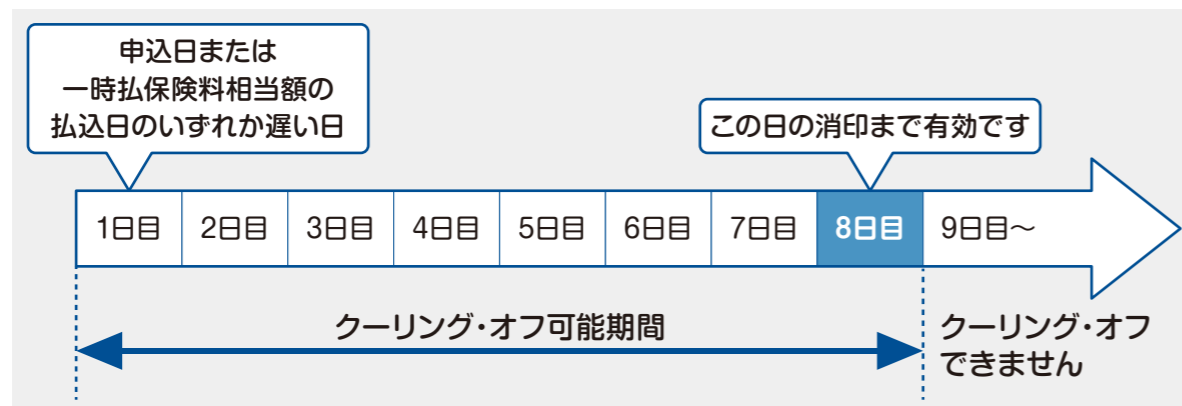
- この商品は、預金とは異なり、元本割れする可能性があります。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

2

クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象となります

- 申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日*」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。



《書面(封書)の送付先》

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー
マニライフ生命保険株式会社 新契約部

- マニライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合や契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

※クーリング・オフ制度に関する詳しい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

3

健康状態や職業等について、告知が必要です

- 契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」でマニライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

- マニライフ生命指定の医師の診査による場合は、医師が口頭で告知を求めますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

- 告知受領権はマニライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」)およびマニライフ生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- マニライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては引き受けすることがあります(引き受けできないことや「年増法*」「特定障害状態不担保」といった特別な条件をつけて引き受けすることもあります)。

*ご契約の引き受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニライフ生命の定める年数(年増年数)を加えた年齢に基づいて、契約初期費用、基本保険金額および積立金を計算します。

- マニライフ生命の担当職員またはマニライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

- 告知していただくことがら、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、マニライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**

※責任開始日からその日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約を解除した場合には、解約返戻金を契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、

- ・責任開始日からの年数は問いません。
(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります)
- ・また、すでにお払い込みいただいた一時払保険料はお返ししません。



- 引き受けの可否・条件については、マニライフ生命で得た情報(健康状態のほか、職業、体格、マニライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等)をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、引き受けできないことや特別な条件をつけて引き受けすることがあります。

4 保障の責任開始期は以下の通りです

- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了した時(責任開始期)から、マニライフ生命は契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合があります

- 次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
 - ・重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
 - ・ご契約について詐欺の行為があつてご契約または特約が取り消しとなった場合
 - ・保険金の不法取得目的があつてご契約または特約が無効になった場合
 - ・保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意による支払事由該当等
 - ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、その疾病や不慮の事故等について正しく告知をしていただいた場合や、病院への受診歴等がなく、かつ認識や自覚がなかった場合はこの限りではありません)

6 解約・基本保険金額の減額が可能です

- 解約・基本保険金額の減額に関するくわしい内容については、**P.5**「5.ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

7

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります(該当の場合のみご確認ください)

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、払戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - ・新たにご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
 - ・保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。
- 保障内容の見直しには、新たにご契約の追加等の方法もご利用いただけます。

8

保険料を外貨で払い込む場合のご留意事項があります

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

- 保険料を外貨でお払い込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引き受けできなかったときは、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご注意ください。
 - ・外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
 - ・お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

9 税務のお取扱いについては以下の通りです

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

解約・基本保険金額の減額時(差益がある場合)

所得税(一時所得) + 住民税

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者(子)	相続税*
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

* 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

高度障害保険金等受取時

- 高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受け取った場合、非課税扱になります。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱いについて

- 契約通貨が外貨の場合においても、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*
一時払保険料	-	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

* TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
死亡保険金	

* 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

税務上のお取扱いについては、2019年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

10 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、
生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

11 保険金のお支払いに関する手続き等について、 以下の点にご留意ください

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり/約款](#)」、[ホームページ](#)に記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」でご確認ください)。
- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

12 各種お手続きやご契約に関するお問い合わせについては、 下記までご連絡ください

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては、下記までご連絡ください。



マニライフ生命コールセンター TEL. 0120-063-730

お問い合わせ時間 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

アフターサービス



お電話で

マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

月～金曜日 9:00～17:00
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 積立利率、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内 ●各種お手続き書類のご請求 等



インターネットで

マニライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 積立利率、「円支払特約B型」の為替レート
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要書類のご請求
- 死亡保険金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申込み 等